

Nabeshima

Labor Management

◆特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース等）のご案内◆

正社員の経験が少ない人をハローワークの紹介で雇うと助成金が申請できると聞いたのですが・・・

次の＜対象となる事業主＞①～⑥のすべてを満たす事業主が＜条件＞①～④のすべてに当てはまる方を正規雇用労働者として雇用した場合、助成金を申請することができます。

＜対象となる事業主＞

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②ハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く）として雇用すること
- ③対象労働者の雇用管理に関する事項を管轄労働局長に報告すること
- ④対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと
- ⑤基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
- ⑥対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

紹介状が必要です

解雇は×

＜条件＞

- ①雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方
→支給対象期の第1期目（雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日から6か月）及び第2期目（同12か月）の途中で定年に達する方は対象となりません。
- ②正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方
→1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません。
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※正規雇用労働者とは、以下の（ア）から（ウ）のいずれにも該当する者とします。

また、正規雇用労働者について就業規則等に定められていることが必要です。

- （ア）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- （イ）所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。
- （ウ）同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

＜支給額＞対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額が支給されます。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

注意!!

支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合

以前は離職した月まで支給されましたが、平成30年10月1日以降からは、当該支給対象期（6か月）分の本助成金は、原則全期間分支給されません。

そのほか、下表I～VIIのような対象者を雇入れることによりそれぞれの助成金に該当することがあります。※助成額はコースにより異なります。

I 高齢者（60歳以上65歳未満）・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇入れる
II 65歳以上の高齢者を雇入れる
III 震災により離職した求職者を雇入れる
IV 発達障害者または難治性疾患患者を雇入れる
V 学校等の既卒者・中退者又は高校中退者を、求人申し込み当により新たに雇入れる
VI 障害者を初めて雇入れる
VII 自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇入れる

助成対象期間中に対象労働者を解雇等した場合は、以後3年間助成金は不支給となります。

以前は助成金の返還となっていました。現在は、助成金の対象者を助成対象期間中に解雇等をした場合は、以後3年間、当該事業所に対して特定求職者雇用開発助成金は不支給となってしまいます。また、ハローワークからの紹介の前から雇用の内定（予約）があった場合は対象となりませんのでご注意ください。
《筆者：山本智美》

お知らせ

- 11月9日（土）に宇都宮大学で行われる衛生管理者試験に向けて受験講座を実施致します。日程は10月2日（水）及び10月30日（水）の2日間で、定員は10名程です。ご希望の方はお早めにご連絡下さい。
- 算定基礎届4・5・6月に支払われる給与額で、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直し（算定基礎届）を行います。ご協力をお願い致します。
- クールビズの実施について6月1日よりクールビズを実施致しております。お取引様のご理解をお願い申し上げます。
- 別居の方を社会保険の扶養に入れる際に、仕送り額の証明できる書類の添付（通帳の写しなど）が必要になりました。

自然との共生

5月中半頃から35度という異常の暑さが続き驚きです。真夏はどうなるのでしょうか？この季節は暑からず寒からずの時期なので低山を歩くには一番良い季節です。前日光まで（細尾峠～古峰ヶ原）の縦走コースは私の大好きな所で、細尾峠から地藏岳までをピストンしています。



わたしのひとこと

5月28日の川崎の通学バス停で起きた殺人事件、19人が刺され、2人が死亡... 突然に起きる殺傷事件、家族の命を奪われたご遺族の方々の心中を察すると、いたたまれなくなっています。殺傷という行動、どういった心境から起こるのでしょうか？

加害者の「だれでもいいから殺したい...」と、いう心境に早期にメスを入れないと今後もこのような事件が後を絶たないのではないかと心配になってきます。「罪もない人の命を奪ってしまう。」この原因はどこにあるのでしょうか？各家庭に問題があるのか、国の教育方針に問題があるのか...。人の心が弱くなっている今の実態からみると、急速に変化して行く社会情勢の中で、「心」を失ってしまっていることに問題があるのではないかと思います。殺人を犯した人にも、そしてその家族にも心はあるはず、どこかで歯車が狂ってしまった原因の基は私たち社会人に問題があるのではないのでしょうか...

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

